

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に
関する特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 28 年 8 月 23 日(火) 午後 1 時

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川 雅	史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木 雅	斗
〃	三 浦 一	成
〃	ほそだ 伸	一
〃	石 原 よし	のり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤 ゆき	のり
〃	金 子 貞	作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉 健	二
〃	加 藤 武	央
〃	秋 本 のり	子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1)委員会調査報告書(案)について
- (2)原本で提出された記録の返還について
- (3)資料の公開に係る取り扱いについて

会 議

午後 1 時開会

○松井 努委員長 それでは、ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題といたします。

~~~~~

○松井 努委員長 本日は、委員会調査報告書（案）について、提出された記録の返還について及び資料の公開に係る取り扱いについて御審査いただきたいと思っております。

まず、調査報告書（案）についてであります。

8月17日の本委員会での審査を踏まえ、修正等を行った調査報告書（案）については、事前に配付させていただいております。各委員におかれましては、御確認いただいていることと思っておりますが、修正内容等についてよろしいでしょうか。御意見等があればお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ありがとうございます。それでは、ここで傍聴者の方のほうには資料等が配付されておりませんし、また、きょう配付する予定でもございませんので、何が報告書案に書いてあるのか全くわからない状態だと思っておりますので、委員長のほうから小括から朗読をさせていただきたいと思っております。

報告書（案）の72ページであります。

「小括（アンケートは実際に実施されたのか否かについて）」

以上のとおり、本調査事項に係る8件のアンケートそれぞれにつき、できる限りの検証を行ったところである。

しかるに、最後まで、アンケートを実施したことを示すはっきりとした痕跡は、いずれの証言、証拠その他の資料においても確認することはできなかった。

だが、このことに関連して、次のことを指摘することができる。

まず、小泉氏においては、証人尋問における委員からの質問内容等に照らせば、相当早い段階から、委員がどういった点に問題意識を持っているのか、あるいは、説明を求めているのかについて、これを容易に理解できたはずである。にもかか

わらず、現在に至るまで、遂には、委員から理解を得ることができるだけの主張及び立証は十分にはなされなかったといわざるを得ない。また、尋問においては、印刷を実際に行った者はクアンではなく三立工芸であるという重要な事実について、委員に正確な理解を求めようとするどころか、逆に誤認を与えようとしているようにすら感じられる証言や態度をとっていたともいえる。そして、このことが、委員にさらなる疑念を抱かせることとなった大きな要因ともなっている。

また、三立工芸においても、本委員会から（議長経由で）事実解明に資する書類のさらなる提出を求めた際、営業上の秘密や機密情報の保持のための黒塗り等様々な配慮に係る提案を併せて行ったにもかかわらず、本委員会に書類を提出しなかった対応は理解しがたい。

したがって、上記の点、及び、これまで述べてきた小泉氏らの数々の不自然かつ不誠実といわざるを得ない態度等に鑑みて、「アンケートは本当に実施された」などとは到底考えることができないといった心証を形成している委員が多いところである。

ただ、相当程度の疑いは差し挟まれているものの、三立工芸から、アンケート回答用はがきを受注及び印刷したということを一応示し得る書類（領収書と納品書の控えの写し）が、本委員会に顕出されているところでもある。

そして、通常の実験則に照らすと、印刷が行われた事実が確定的に否定できず、かつ、特段の反証もできない場合には、その後のプロセス、すなわち、切手の貼付、はがきの配布、回収等に関していずれも行われたものとする主張は、一応は成り立ち得るものと考えられる。

結局のところ、まさに（捜査機関ないし司法機関とは本質的に異なる）本委員会の調査権の限界ともいふべきところであるが、三立工芸からの書類の真正性について、これを明らかにするだけの決め手を得ることができなかったのである。

言い方を変えれば、この書類の存在が、客観性及び公正性をも求められる本委員会の判断において、実施・不実施いずれかの結論を下すことを最後まで困難にしている最大の要因でもある。

いずれにしても、上記のとおり、多くの委員が大変厳しい心証を形成しているところではあるが、一方で、客観性及び公正性をも求められる本委員会の判断として、「アンケートを実施していない」と断言することまでは困難であり、かかる苦渋の判断となった次第である。なお、当然ではあるが、この判断は、決して、小泉氏及び鈴木氏が「アンケートを実際に実施した」ということを積極的に首肯する趣旨のものではないことは、敢えて強調しておく。

最後に、多くの委員から、本委員会の調査権の限界にも関連したものとして、今後、本件に関し、市民ないし議員の中から刑事告発等がなされる可能性が予想されるところだが、捜査機関において厳正な捜査が行われ、真実が明らかになることに期待を寄せたい旨の意見があったことを申し添える。

#### 4 その他検証の過程で判明した問題点

政務活動費等の適正な運用に関する点をはじめ、検証の過程で判明した主な問題点について、以下に示す。

##### (1) 委員会としての指摘事項

ア 小泉氏らが、政務活動費等の残額に合わせるためだけに、経済実態を伴わない架空の領収書を支出伝票に添付及び提出した行為は、極めて不適切であったといえる。政務活動費の手引きやルールに対してどのように考えているのか、疑念を抱くところである。

イ 返信された回答済みのアンケートはがきが1枚も残らず廃棄されたのであれば、管理がずさんであり、余りにも残念なことである。

ウ 平成24年12月アンケートに関して、あたかも青山氏も当該アンケートに参加していたかのような誤解を市民に与えかねない収支報告書を提出したことについては、道義的な責任が認められる。

エ アンケートの集計に不適切な点があったにもかかわらず修正しないで処理したのであれば、当然非難されるべきである。

オ 市議会議員が、自身が取締役である会社に対して、政務活動費等を使用して業務を発注したかのように装うことは、市民に誤解を与える行為であり、法92条の2の精神に照らしても非難されるべきといえる。

カ 決算書類を作成もしていない、税務申告も行っていない、法人市民税の納付も行っていない会社に対して、政務活動費等を使用して業務を発注したかのように装うことは、市民に誤解を与える行為であり、非難されるべきといえる。

キ 青山氏による「小泉議員に全て任せて信じきっていた」とする旨の発言は、議員として無責任極まりない。

ク いかなる理由があろうとも、政務活動費等を議員同士で現金でやり取りするのは、不適切である。

ケ 青山氏がアンケート調査を実施する意思がないのにもかかわらず、アンケート調査名目で切手を購入し、政務調査費の支出を受けた行為は、条例違反の疑いが濃厚である。

コ 前期分の残額とはいえ、会派を離脱した議員に対して、当該会派の政務活動

費を支出する行為は、非難されるべきである。

サ (仮にアンケートが本当に実施されたとしても) 集計結果が適正でないアンケート調査に多額の公金を支出することを繰り返す行為は、道義的観点及び政治倫理の観点からも許されない。

## (2) その他委員からの指摘事項

ア 小泉氏は、これだけ頻繁にアンケートを実施しているにもかかわらず、その成果が議会で取り上げられているようには思われない。

イ 個別外部監査に際して監査人に説明したことと、証人尋問における証言が明らかに異なっている。

ウ (当時の) 議会事務局職員から事情聴取した内容に照らすと(前記3(3)エ(ii)参照)、平成24年10月アンケートに係る調査報告書を提出した者は小泉氏であると思われる。

エ 平成24年4月アンケートに関し、松永鉄兵氏は、「(アンケートの実施は) タイミングが重要である」と述べていたにもかかわらず、実施過程の詳細につき「記憶が定かでない」との証言が多く見受けられたことは、不自然である。

## 5 まとめ

縷々検証を進めた中で示してきたとおり、結局のところ、本調査事項に係るアンケートの実施の有無については、これを断言できるだけの確証を得ることはできなかった。法100条に定める調査権は罰則を伴う強力な権限であるとされているものの、事実の有無を確信をもって論じるには、かかる権限にもやはり限界があったということを感じている次第である。

実際に、いざ調査がはじまると、小泉氏は、(全会一致で可決された) 本委員会の設置そのものに強烈な異議を唱え、さらには、証人尋問で宣誓を拒否する、あるいは、曖昧で説得力に欠ける説明を繰り返すといった、自身がこれまでに主張してきた発言や態度とはおよそかけ離れた言動をとり、本委員会の調査にとっても協力的とは思われない様子が多々見受けられたところでもある。

このように、当初から調査が難航することが予想された中で、本委員会は、およそ1年2か月にわたり、粘り強く調査を行ってきた。実際に、この調査によって、例えば、前記のとおり、印刷を実際に行った者はクアンではなく三立工芸であったこと、平成24年10月アンケートはそもそも行われていなかったこと、また、平成24年12月アンケートに青山氏が参加していなかったこと等、調査前には全く分からなかった事実をはじめ、多くの重要な事実が明らかとなった。

この点については、委員から、さらに調査を継続すべきとする意見が見受けら

れたところであり、これはもっともなことでもある。

しかしながら、本委員会が設置されてから相当程度の期間が経過していること、また、調査にも限界が見え始めてきたこと等を考慮し、この時点で、最終的な検証を行うとともに、市民に対しその報告を行うことが肝要と判断した次第である。

そして、小泉氏からなされた説明も、委員の疑念を払拭するまでにはついに至らなかったといわざるを得ない。検証の冒頭にも示したように、本委員会は、調査対象者においても、本件アンケートが確実に実施されていたことを説明する場でもあったのであるが、これが積極的になされなかったと認められる点は、本委員会としてもやはり残念なことである。小泉氏は、当初クアンで印刷を行った旨を述べていたところ、証人尋問では委員から厳しい質問が続いた結果、遂に、実際には三立工芸に印刷を依頼しており、クアンの領収書は体裁を整えるためのものであったと証言を変えるに至った。このことに加え、8件のアンケートの実施を直接証明するはがきの現物が最後まで示されなかったこと、あるいは、鈴木氏から結局証言を得ることができなかったことも含め、調査対象者の側からアンケートの実施に係る証明が積極的になされなかったことが、ひいては、迅速な調査の進行を阻害し、本調査をここまで長引かせる要因ともなったといえるのである。

これらのことに対する小泉氏らの責任は決して軽いものではない。

砂浜を歩くと、そこには歩いた人の足跡が残るものである。

砂浜をどう歩いてきたのかは、歩いた人が自身の足跡を示すことで、誰もが首肯するところとなる。本委員会では、政務活動費（調査費）という砂浜に残されたはっきりとした足跡を、最終的に了知することはできなかった。しかしながら、市民にとって、（議員により）政務活動費が使用されたという足跡は、常に「はっきり見えるもの」でなければならない。仮に、後日、何らかの事情でこの足跡が「（はっきり）見えなくなる」ことがあれば、そこを歩いた本人（政務活動費を使用した議員自身）が十分な説明責任を果たす必要があるのである。その意味では、本委員会の調査は本報告書をもって終結するとしても、それが事実を解明する作業の終結ではなく、今後事実の解明が何らかの形で進むことがあるとすれば、本委員会の調査の終結はその解明作業を妨げるものでは全くない。また、必要に応じ、捜査機関、司法機関等の関係機関に対し、本調査で得られた情報の提供等を行う場合があり得ることも想定される場所である。一方、小泉氏らにおいても、本調査の終結をもって本件に係る説明責任も尽くされたものと考えておくべきでなく、今後、市民等に対し、自発的かつ真摯に説明を尽くすことを強く要請する。

なお、先般、本委員会が設置されるに至った経緯等も踏まえ、政務活動費の交

付に関する条例が全部改正されるとともに、運用手引きの大幅な改正が行われたところである。この中では、政務活動費の交付の目的をはじめ、政務活動費等の使途をめぐる今般の一連の経緯を踏まえ、本市議会としての自省・自戒の意を表し、将来に向かって政務活動費の適正な使用に努める旨の決意を示すものとして、「会派及び議員は、政務活動費をこの条例の目的に従い適正かつ効果的に使用し、その使途につき疑義を生じさせることのないようにしなければならない」(条例2条)ものとされ、議員の責務等について確認的に明文化されている。また、運用手引きにおいては、会報、アンケート等の郵送料には料金別納郵便等を利用することとし、切手あるいは料額印面が印刷されたはがき等の購入に政務活動費を充てることは認めない旨を定め、再発防止のための制度的担保が講じられたほか、万が一、アンケートの実施について疑義が生じた場合でも、客観的な資料に基づいて説明責任を十分に果たすことができるよう、回収したアンケート用紙を5年間保管しなければならないとも定められたところである。

いずれにしても、本委員会の調査を通じて、本市議会における政務活動費の使途に対し、市民から極めて厳しい視線が注がれていることがより明らかとなった。今後は、政務活動費に関わる一人ひとりが、このことを一層肝に銘じ、使途の透明性を確実に担保するため、制度の厳格な運用及び使途に関する一層の説明責任を果たし続けていくことが、切に求められていることを、改めてここで述べておく。」

以上でございます。

それでは、これより調査報告書(案)を採決いたします。

調査報告書(案)に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって調査報告書は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○松井 努委員長 続いてお諮りいたします。

ただいま調査報告書(案)が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を委員長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、委員長に委任することに決定いたしました。

また、委員長報告の作成については、正副委員長に一任されたいと思いますので、御了承願います。

○松井 努委員長 次に、原本で提出された記録の返還についてであります。

地方自治法第100条第1項に基づき、小泉文人氏に求めた記録のうち、原本が提出された平成24年度及び25年度の市税証明交付申請書、納税証明書交付請求書及びアンケートの結果報告に係る電子データが記録されたDVD-Rについては、調査が終了しましたので、返還する必要がある場合には、御本人に返還したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、資料の公開に係る取り扱いについてであります。

本委員会の調査においては、先ほど議決された調査報告書、あるいは会議録のほかにも、提出された記録などさまざまな資料が委員に配付されております。これらの資料は、公文書公開の手続により市民の閲覧に供せられるものであります。しかし、委員長といたしましては、本委員会の調査事件の重要性に鑑み、これらの資料については、公文書公開の手続によらずとも、例えば議会事務局や市政情報センターを訪ねればいつでも閲覧できるよう、情報の公開につき便宜を図りたいと考えております。

なお、当然のことながら、秘密会に係る事項については非公開とし、また、個人情報保護等の観点から、公文書公開条例の規定に準じて個人情報等に係る部分のマスキングは施すものとしたします。

また、かかる公開の措置は、調査報告書が議会で承認された後に行うこととしたしたいと考えております。

本委員会に係る書類等については、このように公開に向けた措置をとりたいと考えておりますが、詳細につきましては正副委員長に御一任をいただき、委員会の意思として議長にこの旨申し入れをいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 では、そのように取り計らうことといたします。

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 1 時24分散会